

## 平成 30 年度 第 1 回千曲市スポーツ振興懇話会 次第

期日：平成 31 年 1 月 10 日（木） 16：00～

場所：戸倉創造館 国際交流室

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 委嘱状の交付
4. 委員、事務局紹介
5. 提言依頼
6. 会議事項
  - (1) 第二次千曲市スポーツ推進基本計画について
  - (2) 千曲市社会体育施設使用料改定について
  - (3) その他
7. 今後の予定について
8. その他
9. 閉会

千曲市スポーツ振興懇話会委員名簿

	氏名	選出団体等	選出区分等	備考
1	お尾 ぎき み ゆき 崎 美 幸	千曲市スポーツ推進委員：副会長	要綱第3条(1)	副委員長
2	しおの いん たかし 塩 野 入 崇	千曲市校長会長(治田小学校長)	要綱第3条(2)	
3	たなか ゆう し次 田 中 勇 次	千曲市スポーツ少年団：本部長	要綱第3条(1)	
4	てら きわ かず や治 寺 澤 和 治	千曲市スポーツ協会：会長	要綱第3条(1)	委員長
5	とみ まつ せい し次 富 松 清 次	総合型地域スポーツクラブ：代表	要綱第3条(3)	
6	なか むら とし ゆき 中 村 稔 幸	千曲市社会福祉協議会職員 日本パラアイスホッケー 日本代表選手	要綱第3条(5)	
7	はやし ゆき ひこ彦 林 幸 彦	千曲市スポーツ協会：専務理事 旅館組合連合会：	要綱第3条(3)	
8	みや ぎき ひろ き記 宮 崎 博 記	健康運動指導士 長野市青木島町綱島484-1E棟	要綱第3条(4)	

事務局

1	かみ じょう まさる 上 條 優	教育部長
2	ながた よしあき 永田 義明	スポーツ振興課長
3	ところ しゅういち 所 秀一	施設整備係長
4	きつた ちひろ 橘田 千比路	スポーツ振興係長
5	ほんだ かずゆき 本田 和之	スポーツ振興係
6	こんどう ひろみ 近藤 洋見	スポーツ振興係

○千曲市スポーツ振興懇話会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日  
教育委員会告示第 5 号

(設置)

第 1 条 千曲市におけるスポーツ振興の基本的方向や課題を総合的かつ効果的に推進するために、千曲市スポーツ振興懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 懇話会は、千曲市のスポーツ振興のあり方等を検討し、次に掲げる事項について、教育委員会へ提言するものとする。

- (1) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。
- (3) 競技スポーツ振興に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇話会の委員は、次に掲げるもののうち教育委員会が委嘱する 15 人以内の者をもって組織する。

- (1) 体育・スポーツ諸団体の関係者
- (2) 学校の関係者
- (3) 民間諸団体の関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が終了する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、スポーツ振興課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 15 日教育委員会告示第 7 号)

この要綱は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

教ス第 28 号  
平成 31 年 1 月 10 日

千曲市スポーツ振興懇話会委員長 様

千曲市教育委員会  
教育長 赤地 憲一

第二次千曲市スポーツ推進基本計画の策定及び千曲市社会体育施設  
の使用料金の見直しに関わる提言の依頼について

千曲市スポーツ振興懇話会に下記のとおり提言を依頼する。

記

千曲市教育委員会では、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整えることを目的として、平成 21 年度に「千曲市スポーツ振興基本計画」（平成 25 年度の中間見直し時に、「千曲市スポーツ推進基本計画」に改称）を策定し、スポーツ施設の整備や各種スポーツ事業の実施を推進してまいりました。

計画期間が満了することから、現計画の成果を検証するとともに、急激に変化する社会情勢も踏まえた「第二次千曲市スポーツ推進基本計画」を策定するにあたり、貴会のご提言を賜りたく依頼いたします。

また、平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が現在の 8% から 10% に引き上げとなります。これを踏まえ、千曲市行政改革推進本部より公共施設全体において「公共施設利用者負担基準」が示されました。

社会体育施設においても上記基準に基づき料金の改定を進めてまいりますので、貴会のご提言を賜りたく依頼いたします。